

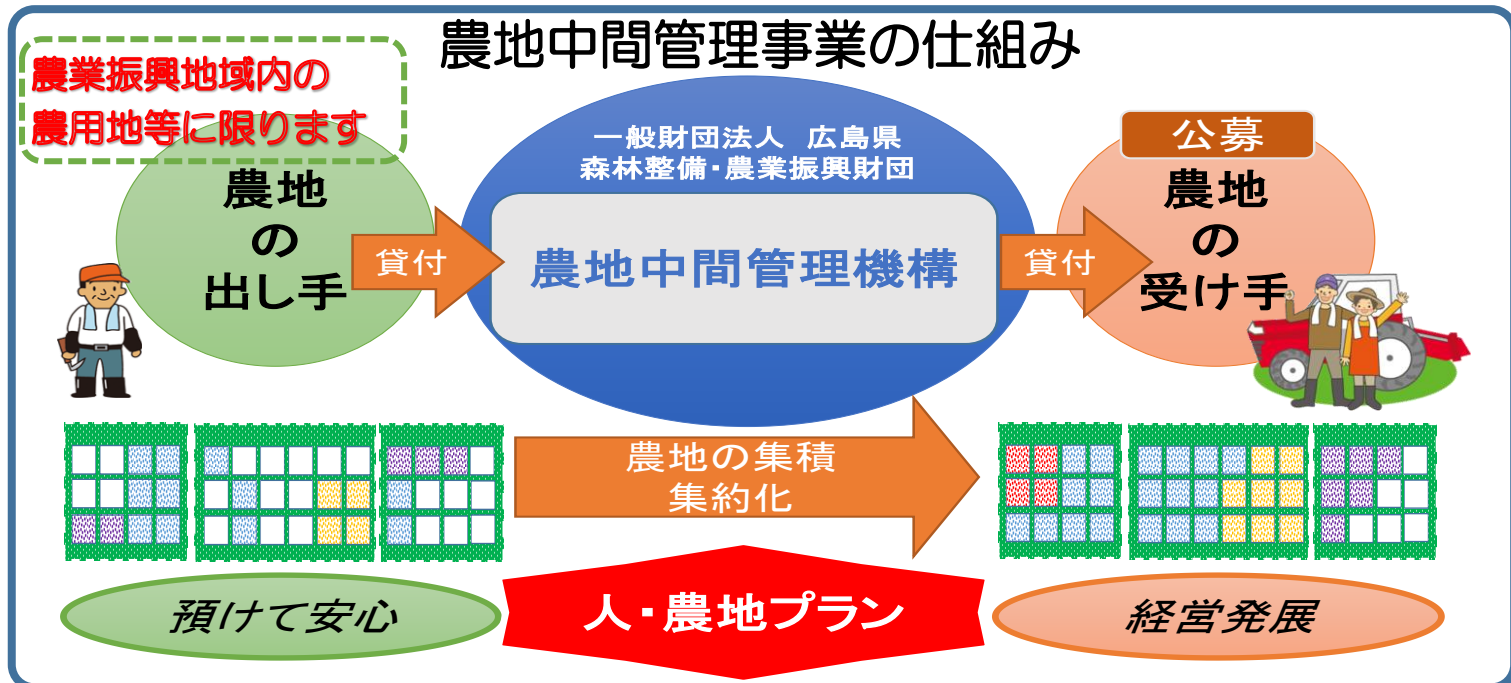
農地中間管理事業

農地の貸し借りをを行います

農地中間管理事業とは、

平成 26 年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組みです。

農地中間管理事業の仕組み



○借受希望者（農地の受け手）の申込（公募）について

☆申込方法 平成 29 年度は 6 月〔平成 29 年 6 月 1 日～7 月 3 日〕及び 9 月〔平成 29 年 9 月 1 日～10 月 2 日〕に申込を受付けます。（上記以外で追加募集を行なう場合もあります）
募集をしている市町担当課に申込書を提出してください。

☆申込書 3, 4, 5 ページをご利用ください。

※申し込まれた全ての者が農地を借りることができるわけではありません。借受希望者から提出された書類を審査し、農地中間管理機構が定めたルールに基づき、貸付先を決定します。添付書類がないと農用地等を借りることができません。

※申し込みにあたっては、2 ページの「確認事項」をご覧ください。

※申込後の状況確認は、下段の機関へお問い合わせください。

○農地中間管理事業のメリット

- 賃借料の払い込み先は機構になるので、手間が省けます。
- 地主が複数いても、契約先は機構のみで一本化されます。
- 集積した農地を借り受けることができます。
- 長期間の農地借受が容易となります。

◇お問い合わせは、募集区域の所在する市町農業振興担当課 または、
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）まで
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 TEL(082)541-6192 詳細は HP:<http://hsnz.jp>

【確認事項】

1 応募の対象者及び必要添付書類

応募の対象者	添付書類(いずれか1点)
(1) 集落法人	・直近の総会資料(写)
(2) 農業参入企業	・経営計画書
(3) 認定農業者(個人, 一般法人)	・経営改善計画認定証(写)
(4) 認定就農者(認定新規就農者)	・青年等就農計画認定証(写)
(5) 農業経営を行うJA出資法人・JA	・営農計画
(6) (1)から(5)以外の「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体	・募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
(7) (1)から(6)に位置づけられる予定者(農用地等の借受時には前項(1)から(6)に位置付けられることを要す。)	・営農計画
(8) (1)から(7)のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者	・なし

2 借受希望者の次の情報は公表されます (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業実施規程 第7条から抜粋)

- (1) 借受希望者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
- (2) 募集区域内の農業者, 募集区域外の農業者, 新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別, 面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別, 栽培方法

3 農地の貸付先の決定ルール (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理事業実施規程 第10条の概要)

〔基本原則〕

- (1) 農用地等の借受希望者の規模拡大又は借受希望者が営農を行う経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- (2) 募集区域内において効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- (3) 募集区域内において新たに設立された集落法人や新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指す取組を阻害しないようにすること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ, 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

〔優先配慮〕

- (1) 募集区域内の合意に基づき, 集落法人を設立する場合。
- (2) 担い手相互間で利用権の交換を行う場合。
- (3) 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合。
- (4) 借受希望者の中に, 募集区域内の担い手がいる場合。
- (5) 募集区域内に担い手がおらず, 募集区域外から担い手を参入させる場合。

※なお, 該当する借受希望者が複数の場合は, 現在経営している農用地等との位置関係, 当該貸付希望者の希望条件との適合性, 地域農業の発展に資する程度を考慮し順位を決定します。

※貸付先の決定にあたっては, 当該募集区域の人・農地プランの内容を考慮し決定します。

※機構から借受者への貸付期間: 貸付先の経営の安定・発展に配慮し, 特段の理由が無い限り 10 年間以上とすることを基本とします。